

「安保法制懇」最終報告と政府の「基本的方向性」表明に断固抗議する

5月15日、首相の私的諮問機関「安全保障の法的基盤の再構築に関する懇談会」（安保法制懇）が「報告書」をとりまとめ、これを受けた安倍首相は「報告書でお墨付きを受けたので、政府の憲法解釈を変更し、集団的自衛権を行使する」と「基本的方向性」を表明しました。

日本国憲法9条は「武力行使」を放棄し交戦権を認めないと規定しています。

国民の総意である憲法は、日本をとりまく安全保障環境の変化が仮にあっても、紛争を武力で解決することを否定し、恒久平和のためにそれを日本国民と全世界に誓約した誇りある規範です。

これが日本国民の意思であり、国政運営の基本原則です。

ところが安倍首相は、その憲法解釈を勝手に変えてしまおうとしており、憲法に従った行政実施を求める立憲主義の原則に明らかに反しています。

もし仮に、このような手法が認められるとすれば、憲法は国の基本法としての存在意義を失うばかりか、日本は法治国家としての前提を失うことにもなりかねません。

「報告書」を受け取った安倍首相は「基本的方向性」に基づく検討を与党に要請しました。与党の検討は、集団的自衛権行使を想定する「限定事例」に基づいて行うこと、その際に領海や離島で他国の武装集団が不法行為を行っている場合の自衛隊の対応など、「グレーゾーン事例」から始めるとしています。

非現実的であり、かつ個別的自衛権や警察権行使で対応可能な「事例」を上げ、自衛隊の活動領域を広げ、集団的自衛権行使につなげようとする「姑息」な論議手法と言わざるを得ません。

「安保法制懇」の構成や論議経過も結論ありきで、議論を誘導する非民主的な手法は、他国との武力行使という重大事を論議するには最も相応しくないものです。

集団的自衛権行使は許されないとしてきたこれまでの解釈を改めて説明し、そのどこを手直しすれば解釈変更が可能なのかを、少なくとも政府は説明した上で、国民的な論議を呼びかけるべきです。安倍首相は、その最低の責任すら果たしていません。

様々な世論調査では、集団的自衛権の行使容認反対が賛成を上回っており、国民の大多数が安倍政権の解釈改憲の暴走に危機感を強めています。

しまね労連は、戦後最大の危機に憲法が直面している今、集団的自衛権行使を容認する解釈改憲を阻止するため、あらゆる立場の解釈改憲反対の人々と共同を追求し、県民的運動を大きくするために奮闘します。

たたかいを強めるためにも、県民の過半数を目指して取り組んでいる「かがやけ憲法署名」のとりくみを飛躍的に前進させるよう労働組合の仲間へ訴えます。

2014年5月16日

島根県労働組合総連合
議長 舟木 健治